

財閥史研究二、三の課題

安岡重明

はしがき

- 一、資本所有と会社制度
- 二、財産・資本を一体として相続・運用させる制度の問題
- 三、経営委任の比較
- 四、財閥の多角化について

はしがき

私は長い間、財閥史の研究に従事してきた。その関係の著書や編著も一〇冊余となった。しかし、仕残した仕事も多く、研究が途中で終わっている問題もある。そのためもあって、近著『財閥経営の歴史的研究——所有と経営の国際比較』（岩波書店、一九九八年）においても、不備な点が多くあるので、私が目ざして果していない問題のいくつかの課題を整理しておきたい。これらは私の研究にとつての課題であるが、それに同感される方が出て、研究を推進して下さることを期待している。

このような形で原稿を書くことについては、ためらいもあつたが、同書刊行直後に中京地区の経営史ワークショップから合評会の申入れがあつたのに、当時多少疲労していたため、おことわりした事も考慮に入れて、原稿にすることにふみ切つた。ただし研究史の取扱いがきわめて不十分である。関連する諸研究の再点検はしていない。とくに森川英正氏に代表される経営者論¹との接合は試みられていない。

また財閥史研究を「いまさら」と考える人がいるかも知れないが、一つの問題のなかには、たえず普遍的な問題と個性的な問題とが含まれている。研究の仕方を工夫すれば、ある課題が古くなって無用となることはない。私は財閥史をできるだけ、広い視野のもとで観察したいという希望をもっている。そのため、かえつて問題を複雑にしてしまい、読者に御迷惑をおかけしたと思つている。

なお同書について、本年（二〇〇〇年）六月現在で四篇²の書評を頂いているし、私も「書評について」（『経済史研究』第四号、二〇〇〇年四月、大阪経済大学日本経済史研究所刊）というエッセイの中で、若干の弁明を行なつている。同書が最近の研究を取り入れていないという批判（橋川武郎氏）は、當っているが、三、四年前の私には、今整理しておかねば、もう機会はないという危機感があつたため、不備を承知で刊行にふみ切つた。

同書が取扱つた問題は多岐にわたり、精力的な橋本寿朗氏³をさえ疲労させたほどである（書評中の同氏の言）。不確かな叙述が多かつたことにもよるだろうが、まことに申し訳ないことであつた。

ここでは問題の整理のために、同書の副題「所有と経営の国際比較」に副つて、問題を四つに分けたい。

所有の国際比較の問題として二問題をとりあげる。その一つは資本所有と会社制度の問題である。他の一つは、資本を分散させないで、運用し相続させる問題である。

経営の国際比較については、その第一は経営委任の比較の問題であり、その第二は事業の多角化（私の用語では多業種化）の問題である。

以上の四つの問題である。相互に関連のある問題であり、またほとんど解明が進んでいない問題もある。

一、資本所有と会社制度

日本の大商家や財閥の資本所有の性格を総有的と考えた方がよいと主張してから、二〇年余りになる。³最近徐々にその有効性が認められるようになってきた。しかし今のところ紹介されている総有の事例数は多くない。三井・鴻池・安田ほか若干である。そこで、中規模の商家や企業の実例研究を多く加えることが必要である。そのなかには、今まで判明したのとは異なる事例があるかも知れない。

この問題との関連で、日本の合名会社・合資会社がなぜ法人とされたかの研究を深める必要がある。数年前、親しい商法の専門家に質問したことがあったが、商法学者の間でそういう研究はなされていない、との答えであった。合名会社・合資会社が法人である方が、日本の家制度にとつて好都合であるという主張は、知りえた事実から私の判断である。検討の余地があることは、言うまでもない。

次に問題になるのは、株式会社制度成立まえに、企業が子会社を有限責任でもつて、所有し、支配することができるか、という問題である。私の説には、高村直助氏（『会社の誕生』吉川弘文館、一九九六年）の批判があり、証明が不足しているとのことである。大阪の淀屋欠所（一七〇五年）のときの事例や、三越分離（一九七二年）に当時大

蔵省高官であった井上馨や渋沢栄一が関与していた事実を見れば、三越の有限責任的所有の可能性は十分に⁴ある。これに関した裁判記録がほしいところである。⁵

なお、民法・商法に関する主張は、当然のことながら、二つの法律のもつ問題点のほんの一部しか取扱っていない。私の主張にとつて都合のよい面のみを取りあげた感がある。二つの法律全体のなかに、私の主張がどう位置づけられるかは、今後の課題である。

同書にも書いたが、外国でも合名会社・合資会社を法人とする国と法人としない国とがある。その事情の解明も必要である。

二、財産・資本を一体として相続・運用させる制度の問題

すでに私は、二三年前の著書『財閥の経営史——人物像と戦略』（日経新書）において、総有的な財産所有は日本においてだけ見られた現象ではなく、初期のデュボンや一九世紀後半のクルップでも行なわれたと述べた。インドのファミリー・トラストやドイツの世襲財産制なども、同様の目的をもっていた。いずれも財産・資本の処分と分散とを防止し、それからの収入でもって共同体構成員の生活保証と福祉を計るものであった。その目的のなかに、生活の維持・保証だけではなく、明示的ではないが、財産の増殖と同族の繁栄も含まれている（橋本寿朗氏の疑問に⁶応えて）。

この問題を取扱うに当たっての私の不備な点は、総有的所有の歴史とその分布を辿っておかなかつたことである。

ゲルマン的土地所有のなかに総有があったことについて民法学者の意見に従ったが、それ以上の調査をしてこなかった。視野を抜けてみると、中世イギリスのユース⁵も、総有と同様の目的をもつ制度ではなかったか、と考えている。この問題には全くの門外漢であるので、ぜひ専門家の御教示をえたい。

中世のイギリスでは、主として土地の相続や贈与に伴う封建法上の負担や制限を回避するために、土地所有者が信頼のおける者を受託者として、その者に土地を譲渡し、自己または第三者が受益者として、その収益を受けとる慣行が発達した。これを *use* という。当初は受託者が良心的に行動することのみに依存していたが、のちに、受益者を法律によって保護することになり、信託財産 (*trust*) に関して、受託者と受益者の二重の所有関係が認められるに至った。それだけ受益者の法的地位が強化されたことになり、これが英米法系の諸国において信託を契約と並ぶ一般的な法制度として発展させたおもな原因である、という(辻正美稿、平凡社大百科事典⁶)。

ユースやトラストは、それ自体は不分割の共同財産ではないが、処分できない財産を受託者の手に預けることにより、その財産から生まれる収入を受益者に渡す点では、総有的財産の設定と同様の目的をもつ。

ただし、会社組織で信託業を行うという発想は、インドから来たという説がある。H・S・モリスは著書『パンシルバニアの生命保険と年金保険会社の概観』の中で、「当時(一八二九年)、インドで代理商 Agency House と呼ばれていた多くの会社が大成したこと、資本家たちの強い関心を集めていた。これら(会社―安岡注)は委託者や個人の代わりに取引をしたり、預金を預かったり、財産を管理するために組成された事業体であった」と書いている⁷。

次に、インドのファミリー・トラスト、ドイツの世襲財産制、中国の公費、イスラムのワクフについて、かんた

んに説明しておく。

広田勇氏によると、「当時（一九世紀末）のインドの相続慣習は、日本における単子相続とは異なり、厳格な平等主義に基づく均分相続の原理に従っていたため、分割阻止と均分相続との間の矛盾を解決するためには何らかの工夫が必要であった（中略）。ターターの場合、その矛盾はファミリー・トラストの創設によつて解決されようとした。（中略）ファミリー・トラストとはジャムシェードが『ターター・サンズ』の収益の一定部分を信託財産として委託したもので、相続人たちの相続対象はトラストに対する受益権ということになる。」（中略）「したがって、相続人（受益者）の数が増大したとしても、トラストの分割は事業上阻止された（中略）。」「均分相続の精神を尊重すると同時に同族財産の分割阻止を計つたわけである。」

なおファミリー・トラストには、法律により社会事業を行なうことが義務づけられていた。

ドイツの世襲財産制について、マックス・ウェーバーは反対していた。すなわち世襲財産の設定は、資本主義の再生産の循環から一定の資産を控除することになり、ドイツにおける資本主義の発達を妨げる、と（一九一八年ワイマル憲法で同制度の廃止が決定された）。

ウェーバーの指摘が当たっているとすると、ドイツの場合のように総有的財産が資本主義の発達を妨げる場合と、参与する場合（例えば日本とインド）の双方があったことになる。このことは国民経済の発達にとつて、総有的財産がいかなる役割を果たしたかについて、それぞれのケースについて、具体的に検討する必要があることを意味している。これは今まで議論されたことのない新しい問題である。

中国の客家の公嘗については次の引用のみとする。公嘗は「一族共有の財産、つまり公産である。親の遺産は兄

弟の間で分割されるのではなく、主に公嘗に寄付され、祖先の祭りや、子どもの教育など、一族全体のために使われる¹⁰」。

公嘗の財産が産業への投資に向かったかどうかは、まだ調べていない。

イスラムのワクフ *wakf* については専門家の文章を引用することにした。

ワクフとは、イスラム教徒に課せられた宗教的義務の一つである喜捨 (ザカート) に基づく寄進行為である。その法的定義は、「財産から生じる利益を直ちにまたは将来において慈善のために永久に充てることを目的として、その財産の所有権の行使を停止する¹¹」ことである。

「まずワクフ寄進者にとって、この制度はイスラム教徒としての宗教心を満足させることのほか、イスラム法が定める均分相続を回避させることにより、自分の財産の分割を防ぎ、その継続的管理を自分の一族に委ねることを可能とさせた (日本の総有との類似性に注意—安岡注)。と同時にこの制度は、国家といえどもイスラム法の管轄下にあるワクフに干渉できなかったところから、財産に対する国家の恣意的な介入を防ぐ手段にもなった。社会にとつては、ワクフからの収益が公共施設の建設・維持・運営という慈善目的のために充てられることによつて、社会資本が充実するという恩恵を受けた。イスラム社会の都市部のほとんどの公共施設はワクフによつて維持されてきたといつても過言ではない。こうして、イスラム社会において、ワクフ制度は社会資本の形成、所得の再分配のためのチャンネルとして機能したのである¹²」。

三、経営委任の比較

経営委任の問題は調査が大変むずかしい。私はかつて、仮説的に、欧米においては経営者への経営の委任の内容が限定的であったのに対し、日本では無限定的かつ総括的な委任であったと述べたことがある(前掲『財閥の経営史』一三三頁)。この問題はその後調査が進んでいない。ある時期までにデュボン、ロスチャイルド、クルツプ、三井、鴻池、下村など、その初期は所有者支配であり、それ以後右のことは言えるようであるが、一般化するには、もう少し手続きが必要である。資本家(オーナー)がリーダーシップを握っていたと思われるのは、おおむね次の時期までと考えている。

三井 三代高房(一八世紀前期)まで

住友 五代友芳()まで

鴻池 三代宗利()まで

デュボン 二〇世紀前期まで

ロスチャイルド 現在まで所有者支配か

クルツプ 第二次大戦終了までか(総支配人バイツの失敗)

日本の場合、江戸期に発展した商家は、第三代目ぐらいから経営者支配(番頭政治)になると思われるが、明治維新以降はいわゆる学卒の専門経営者にリーダーシップを委ねた場合が一般的であった。この点については森川英

正氏の研究が貴重である。

外部から新しく経営者を雇用する仲介をなしたのは、経済界・政界・教育界の有力者であって、専門経営者の能力のある程度知りうる立場にあった人物である。たとえば井上馨、大隈重信、福沢諭吉など。これら仲介者の役割の研究は必要と思う。外来のトップマネジメントの成功の条件も研究対象となる。

四、財閥の多角化について

M・G・ブラックフォードは次のように述べる。「日本の財閥は、イギリスにおける小規模企業の集団やアメリカにおける大規模で垂直的に統合された製造企業に相当するものであった。総合商社や銀行を有することによって、財閥は規模の経済よりはむしろ範囲の経済を追求することによって成功を収めた(後略)」¹³

橋本寿朗氏も私のいう多業種化の問題を「範囲の経済」と扱っている(前掲『経済史研究』第四号)。この点について橋本氏は安岡の文章を引用しつつ、四点について整理する。

第一に、関連した隣接業種におけるビジネス・チャンスは認知しやすい。

第二に、それを内部化すれば、他の業者に任せた場合よりも多額の利益をあげることができる。

第三に「意欲的な企業家」であれば、他の業者に競争優位を得ることができる。

第四に、「経営資源を適切に配分することにより、単一業種であったときよりも、より一層効率的な諸資源の活用が可能となる(同書、二五六頁)、すなわち範囲の経済を得ることができるといえるのがそれである。」

私は、ある業種の企業家はその業種の隣接業種を兼営し、複数の事業部門をかかえることを多業種化といったが、それが果たしてチャンドラーのいう「範囲の経済」に当るのかどうか、十分確認をしていない。大体はそういえると思うが、もう少し検討してみたい。¹⁴

最後に、経営委任と事業の多角化（多業種化）との関係と、財産の集团的所有の問題、の二点について補足しておきたい。

一、私はかつて第一〇回富士コンファレンスにおいて、所有の集団性（集団による規制）¹⁵が強いほど、経営委任の程度は大きくなるという命題を提案した。証明が不十分であったため、会議参加者からあまり支持は得られなかった。しかし、そのときの考えは変わっておらず、また証明の材料も増えていないので、この仮説はそのままになっている。そこで抽象的に過ぎるが、次のように考えられないだろうか。

集団で財産（資本）を所有していると、その集団に参加している各人は、自分の考えでその資本の自己の持分を運用することはできない。積極的にせよ、消極的にせよ、所有者全員の賛成が必要となる。そのためその集団が迅速に企画を決定し実行するという行動が取りにくい。所有者個々人も投資行動に訓練される機会がない。そのため時勢に合わせて、自己変革を遂げるためには、実行力ある専門経営者を雇用する必要がある。専門経営者は上記の資本家よりも経済界に精通しており、多額の資本を、既存の、または新しい企業機会に向けて投資する。ある産業において有効な資本効率を保つ資本額以上は、他の産業に投資することにより、資本の効率を保つことになる。祖法墨守の逆である。結果として総有制のような拘束の強い資本の所有者の行動はにぶく、専門経営者の多角的

(多業種的)な投資を容認する傾向を生む。明治維新以後、このような事例は多い。

二、もう一つの課題として総有的な財産の所有の調査は何を生むか、という問題がある。日本の総有制、中国の公嘗、インドのファミリー・トラスト、ドイツの世襲財産制、イスラムのワクフの財産所有の制度は、一見ばらばらで関係のないもののように見える。しかし、財産の所有と処分に制限を加え、そこから生まれる収益を受益者に保証するという目的は同一である。すなわち、個人の自由な財産処分権に制限を加えて、社会保証の要素を加味することになる。そしてそれらはその社会のなかで資本主義の発達とも密接な関係をもっている。話は飛躍するが、チャンドラーは「規模の経済と範囲の経済」という概念から米・英・独の資本主義の個性を浮び上がらせた。財産・資本の共同所有の問題も、目的と手段とをはっきりさせて調査すれば、各国、各地域の資本主義の個性を解明する一つの手立て(視角)となるのではないか。

すなわち、各国、各地域社会には、純粹の個人財産以外にさまざまな形態の共同所有の財産があり、工業化(資本主義化)のさいに、色々な形でその過程に作用した。その結果それぞれの国の資本主義の個性が多様性を帯びる可能性がある。財産の所有に多大の影響を及ぼす相続制度は、大規模な財閥が分割されるか、されないかの問題を起こしている。戦前期の日本では財閥資本の分割問題は起きなかった。第二次大戦後の韓国では、創業者の老齢化や死亡に伴い、分割相続制度のため、財閥の分割問題が起きている¹⁶。財閥内に「文化財団」というような機関を設立して財閥内諸企業の株式を所有させるといった工夫もなされた。ターター財閥では、ファミリー・トラスト制度の採用により、財閥資本分割の危機を回避した。

共同財産にも私的な性格のものと、公的・宗教的なものがあり、時の経過と共に、共同財産の性格が変化する場

合もあるだろうが、いくつかの基準を立てて、国別に地域別に共同財産の資本主義化への影響を研究するのも、われわれの認識を豊富にすることに役立つのではなからうか。

注

- 1 森川英正「トップマネジメントの経営史」有斐閣、一九九六年、その他多数。
- 2 瀬岡 誠「同志社時報」第一〇七号、一九九九年三月刊。
橋川武郎「社会経済史学」第六五卷第一号、一九九九年五月(日付は五月刊であるが実際は九月刊)。
小林正彬「経営史学」第三四卷第二号、一九九九年九月刊。
橋本寿朗「経済史研究」第四号、二〇〇〇年三月(実際は六月刊)。
- 3 最初は安岡稿「財閥資本の性格についての試論」『経営史学』第二三卷第一号、一九七八年一〇月においてであったが、同年十一月刊の「財閥の経営史―人物像と戦略」(日本経済新聞社、のち社会思想社の現代教養文庫として改訂刊行)においてやや詳しく論じた。
- 4 上村雅洋「近江商人の経営史」清文堂出版株式会社、二〇〇〇年一月刊、において「近江商人の家業経営における無限責任追求を避けるためとられた方法としては店名前がある」、「同一主義では、事業破綻の際に、同族の全財産が責任追求の対象となる恐れがあり、その危険を回避するために「店名前を変えろ」という方法が取られた、としている(六二―三三頁)。
- 5 ジャック・アタリ著(山内昶訳)『所有の歴史』法政大学出版局、一九九四年、二四―五頁)には次のように書かれている。
「二世紀以来、フィレンツェにはまた、出資者が集まって永続的な組合形態をとった会社(*compagnie*)がいくらか実在していた。これは、合資会社とは反対に、損失の集団責任をひきうけるもので、また資本とは別に預金もうけいれていた。株主はすべて、一、二の家族からなっているのが一般的だったようである。たとえば、ジェノヴァのバルジ家は、一三三二年当時、五八の株券に分割され、一一の株主に配布された資本からなる会社で営業していた。家族的土台が、「事業、名前、商標の永続性を保証」していたわけである。これらの会社には、メディチ、ペルリッチ、ピジェリ、フツガ、ルイス、ウエルサーといった、創設者の名前がつけられていて、多数の子会社をもっていた。本店をもつ家族がいつ

もたいてい支店の資本の大株主であり、一四八〇年にブリュージュとロンドンのメデイチ家が破産したときでも、残りのメデイチ帝国は無傷のままだった。支店網の利益が如実に証明されたわけである。

右の例は家族企業が子会社を支店として所有することにより、支店の破産が本店に及ばなかったことを物語っているようであり、日本の店名前と同様の問題があったように思われる。

6 辻 正美稿『平凡社大百科事典』一九八五年「信託」より。

7 G・T・ステイブンス著、フリス伝研究会訳『信託の真髓』東洋経済新報社、一九九二年。

8 広田 勇「ターター財閥資本の同族的性格」『経営史学』第一三巻第二号、一九七九年。他に三上敦史『インド財閥経営史研究』同文館、一九九三年、ほか。

9 さし当り前掲安岡著「財閥経営の歴史的研究」一六五頁参照。

なお、ドイツでは世襲財産に属する公共施設および芸術品については特別の扱いがなされた。家族世襲財産に属する公共施設（病院・救貧院・孤児院等）は強制廃止の開始後、所有者の申立（次順位の継承権者の同意をえ）により廃止官庁の決定をもって、これを財団に変更し、または国家・市町村組合その他の法人の同意をえてこれに移譲することができる（一七条一項）。従来明白な法律原因なくして（たとえば道徳的義務により、また家族観念から）慣習的に行われ、かつ家族世襲財産の廃止がなければ将来も与えられたであろうとおもわれる扶養は、強制廃止の開始後も所有者からあたえられなければならないと定められた。（同条、二項）。山田晟「家族世襲財産の消滅過程」『法学協会雑誌』第七三巻三・四号、一九五六年。

ドイツの世襲財産制度も、後述のワクフと同様、社会福祉的、公共事業的要素をもっていたことは興味ぶかい。

一九〇七年のプロイセンにおいては家族世襲財産の総面積（そのうち、四六・三％が森林地）はプロイセン全土の六・六％を占めた。この比率はオーストリアの三・八％（二八八年）に比して著しく高く、バイエルンの二倍以上であった。そのほかシュレージエンにおける比率は一五・九％と高かった。これら家族世襲財産の所有者の大部分は少数の貴族であった。（山田晟同稿（第七三号四号、四五九頁）。

なお、日本について見ると、明治三二年（一八八九）六月三〇日発行の大阪商法会議所「月次報告」によれば、明治二一年一月二五日宮内庁調査の華族世襲財産の第一類有租地四九二町歩余、地価三七万二六二円余、純収益五万一六九

- 八円余、第二類証書額面「一〇万九四五円、利子六万三五六〇円余、第二類資金九三六万三七〇〇円、割賦金一〇二万九一二円余となつている(宮本又郎氏提供資料)。
- 10 高木桂蔵「客家—中国の内なる異邦人」講談社、一九九一年、一〇九頁。
- 11 愛宕あもり「ワクフ(宗教寄進財)の法制的規定」(事典・イスラームの都市性)板垣雄三・後藤明編、亜紀書房、一九九二年、二七二頁。
- 12 加藤 博「『市場社会』としてのイスラム社会—エジプト社会経済史家からの提言」『社会経済史学』第六三卷二号、一九九七年。そのほか次の書を参照した。
- ハイム・ガーバー著、黒田寿郎訳「イスラームの国家・社会・法—法の歴史人類学」藤田書店、一九九六年。
- 佐藤次高「イスラーム世界の興隆」『世界の歴史』8、中央公論社、一九九七年。
- 岩武昭男「ワクフ文書の形式」『歴史学研究』七三七号、二〇〇〇年六月。
- 13 M・G・ブラックフォード著、藤田誠久・柴孝夫・米山高生・西川浩司訳「モダン・ビジネス—生成・展開の国際比較—」同文館、二〇〇〇年、一一八頁。
- 14 アルフレッド・D・チャンドラー・Jr. 著、安部悦生・川辺信雄・工藤章・西牟田祐二・日高千景・山口一臣訳「スケール・アンド・スコープ—経営力発展の国際比較」有斐閣、一九九三年。その一二三頁から一四頁にかけて、著者は規模の経済と範囲の経済について定義している。
- 「規模の経済というのは、単一の製品を生産したり流通したりする単一の業務単位 a single operations unit の規模を大きくすることによって、生産や流通の単位費用が引き下げられるときに生じる経済性と定義される。」これは理解しやしいが、「結合生産・結合流通の経済というのは、単一の業務単位内の諸過程を複数製品の生産・流通に用いるときに生じる経済性である(本書では、結合生産や結合流通のこうした経済性を表すものとして、しだいに一般的になりつつある「範囲の経済」という用語を使用している)」という文章の「結合生産や結合流通」を日本の財閥の多業種化にあてはめてよいか、について若干の疑問をもっている。たとえばブラックフォードの解釈のように総合商社という業務単位の諸過程を銀行業に及ぼしたときに、経済性が生じるというように解釈するかどうか、という点である。

iversity of Tokyo Press, 1984. 参照。

16

服部民夫『韓国の経営発展』文真堂、一九八八年。いくつかの財閥は、文化財団を創設して、創業者の所有株式をそこに寄託し、分散を阻止しようとした。三星文化財団、蓮庵文化財団（ラッキー）、峨山福祉財団（現代）、大宇文化福祉財団などである。しかし最近の財閥改革論議では、文化財団の問題は論議の対象になっていないようである。たとえば、

金泰吉「韓国の財閥改革政策―通貨危機以降の改革を中心として―」『経済経営研究』（帝塚山大学）第四九号、一九九九年。

佐野孝治「韓国の経済危機と財閥改革」『商学論集』（福島大学）第六八巻第二号、一九九九年。

朴 一「韓国経済の危機と構造改革の葛藤」『社会科学研究』（東京大学）第五一卷四号、二〇〇〇年。

（後記）本稿は二〇〇〇年九月二三日、成城大学で開催された第三六回経営史学会大会の自由論題報告「財閥史研究の方向」に加筆したものである。二〇〇〇年一〇月三〇日稿